

# 奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和4年6月

島根県

## 目 次

### 1. 都市計画の目標

- 1) まちづくりの基本理念 ..... 1
- 2) 地域毎の市街地像 ..... 2

### 2. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無 ..... 3

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ..... 3
  - ① 主要用途の配置の方針（横田地域） ..... 3
  - ② 土地利用の方針（横田地域） ..... 4
  - ③ 用途地域を指定していない地域の土地利用方針（仁多地域） ..... 6
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ..... 7
  - ① 交通施設の都市計画の決定の方針 ..... 7
  - ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 ..... 9
  - ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 ..... 10
- 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..... 10
  - ① 基本方針 ..... 10
  - ② 主要な緑地の配置の方針 ..... 11
  - ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 ..... 11

(参考) 奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定  
(島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

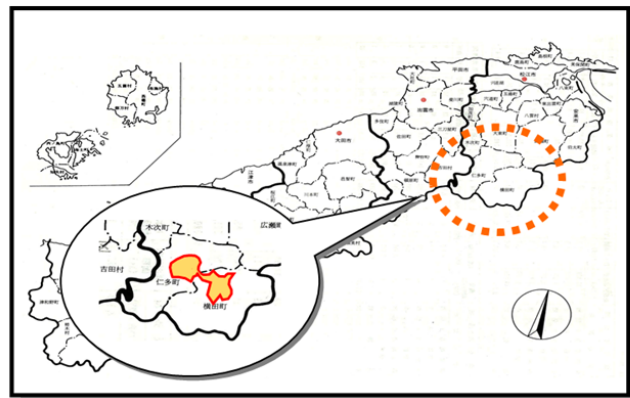
奥出雲都市計画区域は、島根県の東南端に位置し、面積約 50km<sup>2</sup>、人口約 3 千人を擁する都市計画区域である。

本区域は、中国山地に囲まれた自然豊かな区域であり、中央部を一級河川斐伊川が貫流し、その支川を含む流域内では農林畜産業が営まれている。

また、奥出雲地域は古事記、日本書紀で伝えられるスサノオノミコトのヤマタノオロチ退治の舞台として、悠久の歴史を有している。

江戸時代からは、鉄穴流しという手法を用いた「たたら製鉄」が盛んに行われ、山を掘削して形成された地形を利用して棚田に再生し、畜産業や林業と有機的に結びついた「資源循環型農業」が現在に至るまで継承されているとともに、棚田の美しい景観は奥出雲町の文化的な魅力の特徴づけており、町内外の人々から親しまれている。

これらの地域特性と調和しながら、すべての世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現していくことを目標とする。



1) まちづくりの基本理念

本区域では、たたら製鉄を起源とする伝統的な資源循環型農業が営まれており、先人の生業の過程で形成された特徴的な景観が評価され、平成 26 年 3 月 18 日に国の重要文化的景観に選定された。また、平成 31 年 2 月 15 日には、鉱山跡地を持続可能な管理・利用により農業基盤に再生し、農産業・林産業・畜産業を有機的に結び付ける農業システムの重要性が認められ、中国地方初の日本農業遺産に認定された。

今後は、美しい景観や優れた農業システムを保全するとともに、これらを活用した産業の開拓や生産性向上に向けた取り組みを推進していく。

一方で、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となっていることから、定住対策や持続可能な地域運営の仕組みづくり、将来を担う人材の育成や産業・生活基盤を支えるインフラの整備を進めていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域のまちづくりの基本理念を次のように定める。

○地域特性を活かした産業の活性化を促すまちづくり

奥出雲町の持つ豊かな自然や美しい景観を保全するとともに、資源循環型の産業形態を基礎とした IT やものづくり、観光により経済活動の活性化を図り、雇用・産業と人の流れを生み出すまちづくりを推進する。

○地域交流や定住を促すまちづくり

Uターン・Iターンの受け入れ環境や多様な主体が行事や活動に参加できる環境の整備を推進し、新しい地域コミュニティを形成するとともに、教育や文化活動を支える環境を整備することにより奥出雲の歴史、文化、自然、人とがつながりを持ち、ふるさとに誇りを持てるようなまちづくりを目指す。

○安心して快適に暮らせるまちづくり

地域の福祉、医療、介護体制を充実させ、消防・防災対策を推進することで、すべての世代が安心して暮らせる環境を整備する。併せて、生活・交通基盤の整備を行い、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指していく。

2) 地域毎の市街地像

地域	地区	将来の市街地像
仁多地域	三成地区	本地区は、仁多地域の中心市街地として、風格と魅力ある都市空間を創出するために、都市基盤整備の推進とあわせ、土地利用の再整理により商業・業務機能及び住宅機能、観光機能の核を形成する。また、利便性の高い良好な居住空間の創出に努め、若者の定住促進と高齢化社会に対応した質の高い職住環境づくりを推進していく。
	三所地区	森林域でほとんどを占める本地区は、自然と農村環境を持つ本町を代表する地区の一つである。山々に囲まれた伝統的な農村環境は、農村生活の持つ美しさや文化、風土のもと都会では失われつつある地域コミュニティが残されており、今後、これらを大切にしたい、自然と農村環境が共生したまちづくりを推進していく。
	三沢地区	産業振興に寄与する施設や新住宅地開発が進む本地区は、本区域の新しい町づくりが進む地区である。今後、これらの適正な推進・誘導に努め、周囲の豊かな森林環境と調和した三成地区の副拠点地区として魅力あるまちづくりを推進していく。
横田地域	横田地区	本地区は、横田地域の中心市街地として官公庁及び教育・文化・商業施設等が集積していることから、人々が集い、交流・交歓する本地域の中核として位置づけ、中心性と市街地機能を高め、地域住民の生活の利便性向上を目指す。
	中村、稲原地区	本地区においては、福祉施設等が集積していることから、今後、さらに医療、福祉機能を充実させることにより、本地域における医療、福祉の拠点を形成する。また、その周辺に広がる優良農地の保全を図るとともに、自然と調和した住環境整備を進める。
	下横田地区	本地区においては、国道314号の沿道に立地する特性を生かし、郊外型商業地域として商業集積の促進を図っていく。また、中心市街地と適切な連携を図ることにより、本区域の商業活動の活発化を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域においては人口、産業の動向から、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

従って、区域区分を定めないとした。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要用途の配置の方針（横田地域）

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	既成市街地	住宅、商業、工業の各施設が混在して立地しているため、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進する。 また、歴史的な町並みが形成されている地区については、その環境の維持・保全を図る。
	大市西、大市東、 稲田地区	比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、自然環境と共生した住宅地として配置する。
商業業務地	JR 出雲横田駅周辺	本地域の中核として、既に商業、観光、サービス施設等が集積していることから、本地域の中心的な商業業務地を配置する。中心市街地の立地の優位性を生かし、個性的で魅力ある商業地の計画的な誘導・育成等を推進し、中心市街地の活性化を図る。
	国道 314 号沿線	国道 314 号は、本区域の主要幹線道路として交通量も多いことから、その沿線には自動車利用に対応した沿道利用型の商業地を配置し、商業機能の集積、充実を図る。

工業地	既成市街地	既に相当数の工業施設が立地しているため、工業地としての環境の維持・保全を図る。
	国道 314 号沿線	国道 314 号による交通の利便性を生かし、本地域の拠点となる工業地を配置する。また、基盤整備が進んでいる地区については、進出企業の誘致に努めるとともに、工業地としての環境の維持・保全を図る。

② 土地利用の方針（横田地域）

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
大市西、大市東、 稲田地区	比較的良好な低中層の住宅地が形成されつつあることから、今後も良好な居住環境を保持し、周辺環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	方 針
既成市街地	寺社・仏閣の緑地等によって形成される風致の維持、保全に努める。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺部	ほ場整備事業等の実施により、優良な農地を形成している地区について、これらの農地の保全を図るほか、その他営農意欲が高い地区等の農地の保全を図る。

d 災害の防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方 針
建築基準法第 39 条 (災害危険区域) 地すべり等防止法第 3 条 (地すべり防止区 域) 急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律第 3 条 (急傾 斜地崩壊危険区域) 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防 止対策の推進に関す る法律第 9 条 (土砂 災害特別警戒区域)	災害防止の観点から、原則市街化の抑制を図る。
その他の災害の発生 のおそれがある地区	災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案 した土地利用を図る。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺部	市街地周辺部に存在する、緑豊かな水田や山林によって 形成される優れた田園、自然景観の維持、保全に努める。

③ 用途地域を指定していない地域の土地利用方針（仁多地域）

現在、仁多地域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	土地利用の方針
既成市街地	住宅、商業、工業の各施設が混在して立地しているため、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進する。また、歴史的な町並みが形成されている地区については、その環境の維持・保全を図る。
市街地周辺部	ほ場整備事業の実施等により、優良な農地を形成している地区について、これらの農地の保全を図るほか、その他営農意欲が高い地区等の農地の保全を図る。また、緑豊かな水田や山林によって形成される優れた田園、自然景観の維持、保全に努める。
矢谷、三成、三沢地区	比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、自然環境と共生した住宅地として配置する。
(都) 愛宕上三成線、 (都) 愛宕朝日町線 沿線	本地域の中核として、既に商業、観光、サービス施設等が集積していることから、本地域の中心的な商業業務地を配置する。中心市街地の立地の優位性を生かし、個性的で魅力ある商業地の計画的な誘導・育成等を推進し、中心市街地の活性化を図る。
幹線道路沿線	工業地として土地利用が確立しているため、工業地としての環境の維持・保全を図る。
災害防止の観点から 必要な市街化の抑制 を図る地区	建築基準法第39条（災害危険区域）、地すべり等防止法第3条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則市街化の抑制を図る。
その他災害の発生のおそれがある地区	災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。

※（都）は都市計画道路を示す。



## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域における幹線道路としては、国道 314 号及び国道 432 号が、山陰・山陽を結び中国縦貫自動車道へつながっている。その他の幹線道路としては、国道 314 号及び国道 432 号を軸に、周辺市町、広島県及び鳥取県をつなぐ放射道路が伸びている。また、JR 木次線及び路線バスが住民の重要な公共交通機関として運行されている。

このような基本的な認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり定める。

##### ○広域道路ネットワークの確立

広域道路ネットワークを確立するため、高速交通体系との連携を図りながら、地域間を有機的に結ぶ道路網の体系的な整備を進める。また、これに合わせ、本区域の骨格となる国道 314 及び国道 432 号とこれに接続する放射道路により、幹線道路網を形成する。

##### ○区域内道路ネットワークの確立

本区域における都市活動をより効率的なものとすることを目指した、区域内道路ネットワークを確立するため、本区域内の各地域相互を結ぶ道路の整備を推進し、一体の都市としての連携を強化するとともに、生活の基盤となる道路網を形成する。

##### ○交通拠点の配置

横田地域における公共交通の玄関口として、また、鉄道と道路交通のアクセス性を向上させるための拠点として JR 出雲横田駅前広場を配置する。

##### ○公共交通機関の機能確保

本区域の公共交通機関である JR 木次線については、バス交通との円滑な乗り継ぎ強化等、利便性の向上に努める。また、路線バスについては、運行支援や利用促進により交通機能の維持・確保を図る。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道路	令和2年度末現在で都市計画道路の改良率が72.1%であり、今後も基本方針等に基づき引き続き整備を進める。 ※改良率=改良済延長(概成済含む)(km) / 都市計画決定延長(km)

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域間を広域的に結ぶ国道314号及び国道432号とこれに接続し、郊外部、周辺市町を結ぶ放射道路を配置し、本区域の骨格となる幹線道路網を形成する。</li> <li>骨格となる幹線道路網を補完し、日常生活の基盤となる道路を配置する。</li> </ul>

イ 鉄道

種別	配置の方針
JR 木次線	現在、運行されているJR木次線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。

ウ その他

種別	配置の方針
駅前広場	都市における公共機関の玄関口として、JR出雲横田駅前広場を配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
	幹線道路
	国道432号、(都)愛宕上三成線

※(都)は都市計画道路を示す。

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとする。基本的に市街地内では、公共下水道により整備し、適宜周辺の農業集落排水との統廃合を行うことにより効率的な管理運営を行うものとし、集合処理区域以外の市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により下水道整備を行うものとする。また、浸水被害の恐れがある市街地においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

##### ii 河川

本区域は、一級河川斐伊川が貫流するほか、多くの中小河川が流下し、順次その整備が進められるとともに治水上重要な役割を果たしている。近年都市化の進展により治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林、農地等を保全することにより、流域が本来有している保水、遊水機能を確保するなど総合的な治水対策を講ずるものとする。河川整備を行う際には、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、川や地域の個性を生かし、人々が川に親しめる水辺空間の整備に努めていく。

また、利水については水利使用者との調整を図りながら水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

その他の中小河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	行政区域における、令和2年度末現在の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は93.0%である。今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。
河川	地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

## b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率の向上を目指して、合併処理浄化槽の整備を図る。
河川	桐の木川の河川改修

## ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

## 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は周囲を中国山地の山並みに囲まれ、南は中国山地が陰陽の分水嶺をなし、吾妻山、三国山、船通山等の山岳が起伏しており、大部分が山地・丘陵地で占められている。また、一級河川斐伊川が市街地の中央部を貫流している。さらに、本区域西部には、国指定名勝及び天然記念物「鬼舌振」を持つ鬼の舌震県立自然公園が広がり、巨岩・奇岩・甌穴密集群が約 2 kmに渡り、清流が砕け散る溪谷美は、本町を代表する景勝地で、四季を通じて訪れる観光客も多く、魅力ある自然環境を持つ区域である。

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化等の急速な進展や生活スタイルの個性化・多様化に伴い、都市内の緑や自然環境に対する住民意識は急速に高まりつつある。特に、山林、河川、歴史、文化的資源などを活用した、自然とふれあえる空間、歴史、文化とふれあえる空間、人と人が交流できる空間の創出が求められている。

本区域においては、既に緑地が十分に確保されていることから、今後は緑地の保全や機能確保に努め、豊かな自然環境を維持していく。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地系統	配 置 の 方 針
環境保全系統の配置	都市生活に密着した河川緑地や自然緑地、都市公園を配置する。
	幹線道路沿いや工業団地周辺の必要箇所については、環境保全等を考慮し、緩衝緑地となるような緑地を配置する。
	植物、昆虫、小動物等の生態系の維持されている樹林地の保全を図る。
レクリエーション系統の配置	住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあいを通じて、住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として三成公園、横田公園を配置する。
防災系統の配置	土砂流出やがけくずれ、地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成系統の配置	都市の背景となる良好な自然景観を有する周辺山地の保全を図る。
	一級河川斐伊川等の河川においては、親水性のある水辺環境の整備・保全を図る。
	中心市街地において、うるおいとゆとりを感じさせる住区基幹公園を配置する。
	市街地周辺部に形成される、緑豊かな優れた田園景観の維持、保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を満たしているため、既存の緑地・公園施設の機能確保に努める。

# 奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

